

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十七号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中	
こども・子育て支援推進会議の委員	こども・子育て支援推進会議の委員
を	
こども・子育て支援推進会議の委員	こども・子育て支援推進会議の委員

援推進会議の委員
ども園審議会の
に改める。

附 則
この規則は、平成二十七年三月一日から施行する。